【事案Ⅲ-3】自然災害共済金請求

· 平成 30 年 8 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、平成28年4月および同年5月に風災により損壊した看板の修理にかかる 共済金を請求した。

これに対し、被申立人は、その看板については、契約申込書・告知書の「共済の対象の範囲に関する特記欄」に記載されていないことから、申立人の請求は認められないとしたため、これを不服として申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

申立人は被申立人に対し、平成28年4月および同年5月の風災により損壊した看板の修理に係る共済金を支払え、との判断を求める。

- (1)敷地内の看板(2つ)が平成28年4月および同年5月の風災により損壊したため、 自然災害共済金を請求したところ、共済の対象の範囲に関する特記(欄)に「無」と 記入してあるため支払えないと回答してきた。
- (2) 共済契約日において共済の担当者はもちろん看板があることは充分認識していた。 前任の担当者も後任の担当者も看板があることは充分認識していた。
- (3) 契約に際し、特記についての説明がなかった。「無」という意味についての説明がなかった。説明があれば当然確認することができたから、「無」ということになるということは絶対ない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人は、「共済の対象の範囲に関する特記」について説明がなかったと主張するが、契約締結にあたり、共済証書の記載事項である「共済の対象の範囲に関する特記」について説明しないということはあり得ない。
- (2)本件共済契約を締結した際に作成された「意向確認書」の「ご契約者様回答欄」 において、「保障の対象となるもの(建物・動産条項第3条に掲げる物の特記を含む) がご意向に合致した内容となっていますか。」という質問に対して、申立人自身が「は い」に丸を付している。
- (3) また、本件共済契約の申込書の「配置略図」においても、「共済の対象として含める特記物(付属建物・工作物)の位置と名称を記入ください。」とあるにもかかわらず、申立人の主張する「看板」については、位置・名称が記載されていない。
- (4) 以上、当該看板等は「共済の対象の範囲に関する特記」に記載されておらず、ま

た説明がなかったという申立人の主張には理由がないことは明らかである。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、 下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終 了した。

- (1) 約款・事業規約は、「建物を共済の対象とする場合において、被共済者が所有する 次の物は、共済契約申込書にこれらを共済の対象に含める旨が記載されているとき は、共済の対象に含まれます。」と規定しており、上記取扱いに該当する物として、 「建物に付属する門、塀、垣等の工作物」が掲げられている。本件看板もここに含 まれる。よって、特記欄が無となっている本件では、原則として、看板は共済の対 象には含まれていない。
- (2)「意向確認書」の「ご契約者様回答欄」において、「保障の対象となるもの(建物・動産条項第3条に掲げる物の特記を含む)がご意向に合致した内容となっていますか。」という質問に対し、申立人自身が「はい」に丸を付している。また、本件共済契約の申込書の「配置略図」においても、「共済の対象として含める特記物(付属建物・工作物)の位置と名称を記入してください。」とある欄に、本件看板の位置や名称が記載されていない。
- (3) 申立人は、担当者が契約内容について口頭で説明をしなかったという主張をしている。しかし、仮に申立人の主張するような担当者からの説明がなかったとしても、 共済証書を始め、各種文書上において特記がなされていない以上、本件看板が共済 契約の内容として、その対象となるということはない。